

介護職員研修等受講費用助成に関するQ&A

	質問	回答
1	助成の対象者は？	高砂市内の介護保険サービス事業所に勤務している人、または勤務予定の人が対象です。高砂市外在住でも市内の事業所に勤務していれば対象となります。
2	高砂市内在住の人が、市外の事業所で勤務している場合も対象となりますか？	対象外となります。
3	常勤職員でなくても対象となりますか？	常勤・非常勤を問わず対象となります。
4	相談員や事務の人も対象となりますか？	介護職に従事する人を対象としているため、相談員や看護職員等の介護職員以外の職種としてのみ勤務する場合は対象外となります。また、事業所の事務に従事している人など、介護に従事していない人も対象外です。 (主任)介護支援専門員更新研修はケアマネジャーとして勤務する人が対象となります。
5	退職予定の人も対象となりますか？	申請後も引き続き同事業所に働く意思がある人を対象としていますので、退職予定がある場合は対象外となります。
6	通信講座でも助成対象となりますか？	都道府県の指定を受けた研修実施事業所が実施する講座であれば、通信講座も助成の対象となります。
7	他の助成を受けている場合は対象となりますか？	(個人による申請) 国、県、市又は勤務する事業所等、他の団体から類似の助成を受けていないことを条件としています。ただし、勤務する事業所からのみ助成を受けており、その助成が受講費用の4分の3未満の場合は、対象となります。 (法人による申請) 国、県、市又は他の団体から類似の助成を受けていないことを条件としています。その条件を満たしたうえで、勤務中又は勤務予定である者に対し、受講費用を3／4以上負担している場合に、対象となります。
8	助成対象の経費は？	研修にかかる受講費と教材費が対象となります。
9	受講料を分割払いしている場合に生じる手数料も対象となりますか？	対象外となります。
10	受講料を分割払いしている場合、申請はいつから可能ですか？	受講費用を研修機関へ完納した場合に申請可能となります。
11	研修を受けるために支払った交通費は対象となりますか？	対象外となります。
12	申請の期限は？	研修の修了証に記載されている修了日から1年3か月以内とします。
13	何度でも申請できますか？	1研修、一人につき1回とします。ただし、(主任)介護支援専門員更新研修は複数回の申請が可能です。
14	法人助成の上限額はありますか？	年度ごとに1事業所あたり14万円とします。
15	個人助成の上限額はありますか？	年度ごとに1人あたり上限を7万円とします。
16	介護支援専門員の再研修は対象ですか？	対象外となります。
17	複数の事業所から内定が出ている勤務予定者が申請した場合の取扱い？	勤務する事業所が決定してから申請をしてください。 市外の事業所から内定が出ている場合で、他市の受講費用助成申請をされた場合は、他からの助成を受けていないことの条件に反するため、対象外となります。